

○〇〇俵、旺金巾二、〇〇〇俵、染金巾一、〇〇俵、其他雜品一三、〇〇〇俵とす。

### 棉絲

香港輸入の棉絲は從前大部は印度絲となし、日本絲は僅に一割乃至二割に過ぎざりしが、日本紡績業の發達に伴ひ漸次其數を増加し、一九一九年には十八萬六千餘袋中、印度絲は十四萬四千袋に對して日本絲は三萬三千餘袋とし、一九二〇年には二十五萬三千餘袋中、印度絲は十一萬九千餘袋に下り、日本絲は五萬五千餘袋に上り、又米國絲も急に増加して二萬一千餘袋に達したことあり、其後日本絲の増加せるに反して印度絲は漸く減退し、又一方上海絲の增進を示すに至り、近年の輸入數量は大略日本絲約六萬俵、印度絲約五萬俵、上海絲約一萬俵となりしが、最近は日本絲は一萬俵乃至一萬五千俵、印度絲は一萬俵内外に減退したるに反し、上海絲は三萬俵乃至五萬俵に増加したるものとす。(上海絲は香港の外に、南支にも總計約二十萬俵乃至二十五萬俵中、廣東に十萬俵乃至十五萬俵、汕頭に五萬俵、其他廈門等に仕向くるものとす)

同じく日本棉花會社の調査に依れば、一九二一年以降一九二九年迄での棉絲の輸入數量は下の如し。(一俵は三擔一五さす)

|       | 日本絲   | 印度絲   | 支那絲 |
|-------|-------|-------|-----|
| 一九二一年 | 三〇〇〇俵 | 二〇〇〇俵 | 一俵  |
| 一九二二年 | 四〇〇〇  | 九〇〇〇  | 一   |
| 一九二三年 | 三〇〇〇  | 六〇〇〇  | 一   |
| 一九二四年 | 七〇〇〇  | 三〇〇〇  | 一   |
| 一九二五年 | 七〇〇〇  | 六〇〇〇  | 一   |
| 一九二六年 | 七〇〇〇  | 四〇〇〇  | 一   |
| 一九二七年 | 二〇〇〇  | 二〇〇〇  | 一   |
| 一九二八年 | 二〇〇〇  | 一〇〇〇  | 一   |
| 一九二九年 | 八〇〇〇  | 四〇〇〇  | 一   |

支那絲は主として上海製品に屬し、日本紡績工場品多きを占め、其約六割に二十手とし、印度絲は大部十手となす。

昨年棉絲市場は投機及政局の影響を受くること多く、八月以降十一月迄は投機者流の買占あり、相當利益を收めたるものあり、又雲南の政府當局は將來徵稅を紙幣に代へるに銀を以てすることを豫告したるが故に、急激に其輸送を増加し、本年一月一日には上海絲約一萬袋を仕向くることに之が爲に孟買絲を仕入れたるものとす。

### 洋雜貨類

日用品外國貨物にして長江方面以北に輸入するものは、上海を中心市場となし、珠江流域に輸入するものは香港を仲繼となし、最近十年來日本品の香港に輸入するもの相當數に上り、歐米品と競

争に在り、其價格が低廉なるが爲に、中流以下の階級の需要に適す。但し日本品は排日貨の爲に内地に對する輸出又自ら打撃受くる所あり、歐米品は爲替の變動に依り物價騰貴して購買力を減殺し、奢侈品の輸入は不況を呈したるものとす。今裝身具、雜貨等の一九二九年に於ける輸入價額を示さば左の如し。

|              |              |           |           |
|--------------|--------------|-----------|-----------|
| 粗毛布          | 毛布           | 伊         | 六〇〇,〇〇〇   |
| 編毛布          | 伊            | 三五〇,〇〇〇   | 三五〇,〇〇〇   |
| 寢床掛          | 英            | 六〇〇,〇〇〇   | 六〇〇,〇〇〇   |
| エナメル製品       | 本            | 二,二〇〇,〇〇〇 | 二,二〇〇,〇〇〇 |
| ファイルト帽       | 日            | 三〇〇,〇〇〇   | 三〇〇,〇〇〇   |
| 化粧品          | 本            | 一五〇,〇〇〇   | 一五〇,〇〇〇   |
| 典本           | 本            | 五〇,〇〇〇    | 五〇,〇〇〇    |
| 英米佛瑞獨米英日米英伊日 | 英米佛瑞獨米英日米英伊日 | 三五〇,〇〇〇   | 三五〇,〇〇〇   |

| 鐵製品     | 鐵材      | 建築鐵材    | 窓硝子、硝子板 |
|---------|---------|---------|---------|
| 五〇〇,〇〇〇 | 二〇〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 白獨英白    |
| 五〇〇,〇〇〇 | 二〇〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 白獨英白    |
| 五〇〇,〇〇〇 | 二〇〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 白獨英白    |
| 五〇〇,〇〇〇 | 二〇〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 白獨英白    |
| 二五〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 一五〇,〇〇〇 |

## 石炭

香港に輸入する石炭は近年百萬噸内外にして、大部分は香港に於て消費され、廣東方面に轉送するものは約二割とし、一部分は佛領印度支那及暹羅に輸出す。輸入炭の用途は約半額は當港の船舶用炭に供し、其他は工場用家庭用、又は小蒸汽船等の雜用に供す。輸入炭の種別は日本炭及外國炭とし、從前日本炭は多きは八割を占めたる事ありしが、近年は五、六割を占む。

今昨年（一九二九年）の輸入額を從前の輸入額と對照すれば左の如し。

|         | 一九二九年 | 一九二八年 | 一九二五年 | 一九二一年 | 一九一七年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本炭     | 三七三〇  | 三八三〇  | 三五三五  | 四三、元九 | 七九、三六 |
| 臺灣炭     | 一〇六〇  | 一五、五〇 | 一七、七〇 | 一七、四七 | 三八、八八 |
| 撫順炭     | 四八、一〇 | 六、一〇  | 六、七〇  | 三、七九  | 一五、三五 |
| 開平及北支那炭 | 六二、四〇 | 二七、九〇 | 二七、七〇 | 二七、六八 | 五、三五  |
| 外國炭     | 一六、四〇 | 一六、六〇 | 一五、三〇 | 一四、二四 | 一五、四六 |
| 東京無煙炭   | 一六、九〇 | 一六、六〇 | 一五、三〇 | 一三、九八 | 四、四〇  |
| 計       | 八八九〇  | 一〇三二〇 | 一〇三二〇 | 一〇三二〇 | 一二、九五 |

外國炭は日本炭に對して數量少きも、最近勢力を増加し來り、殊に印度炭は一九二七年に八千噸一九二八年に十二、三萬噸、一九二九年には約二十萬噸の入津あり、開灘炭及臺灣炭に對する競争品たり。印度には大炭山なきも、輸出に對して政府は其出炭に對し鐵道運賃三割七分五厘迄の低減を實施しつゝある外、カルカッタの港費等を半減したるが如き、特殊の保護あるを以て、香港迄運炭航程三千百哩なるも、四百六十餘哩の短距離にある基隆炭に比し、市場に於て有利の地位を占めたるものとす。

ボルネオ炭は同じく小礦なれども、其產地は海岸に近く、生産費低廉なるが爲に、同じく臺灣炭の競争品たり。臺灣炭の一等品は筑前一等炭及撫順、開平、印度炭等の一等炭と同質なれども、基隆炭田は小坑にして炭層薄く、生産費比較的高く、自然發火の多きこと破壊し易き短所等あり。但

し印度炭と異り小船に依り運搬するを以て、入港後直に船移容易なるを以て、港費を節約する利益あり。開灘炭も市價低廉の爲に日本炭の競争品たり、炭價は日本の優良炭一噸香貨十七弗に對し、開灘炭は十六弗、印度炭は十五弗となす。當地船舶用炭は僅かに五十萬噸内外に過ぎざるは、生産地に非ずして炭價高く、又近年燃料油の消費を増加したる爲となす。(一九二八年に五萬五千噸に上る)

### 砂糖

砂糖は他の轉送貨物と異り、原料糖を爪哇、馬尼刺等より輸入し、太古及怡和の兩工場に於て精製し、大部分を北支に振り向け、其他支那沿岸諸港及印度比島等に輸入し來りたりしも、怡和精糖工場は一八七八年以來事業を繼續したりしも、近年不況に加へキユウバ及爪哇等過剩糖の侵入に依り、一九二八年五月營業を停止し、清算に附し、太古精糖工場も從前の盛況を呈する能はず、公稱能力一日一萬三、四千擔と云はれたれど、最近は僅かに二、三千擔、一箇年約五萬噸に過ぎざるが如し。

香港の輸入糖は歐洲戰爭前には二十萬噸乃至三十萬噸臺にして、一九一八年には最高四十二萬餘噸に達したことあり、精糖の輸出は一九一九年には三百十五萬餘擔八百二十一萬磅なりしが、一九二〇年には市價騰貴したるを以て、三百十萬擔一千四百餘萬磅を占めたるも、戰後の一九二四年

には輸入は粗糖七百二十二萬餘磅、精糖百六十四萬餘磅とし、輸出は粗糖二百三十三萬磅、粗糖五百五十八萬磅に止まれり。南北行商人の報告に依れば、最近數年間香港の砂糖貿易は概して不況に在り、輸入糖は何れも多くは金貨國の生産に係り、金貨騰貴以來二箇月間は、在荷を有したる糖商は市價騰貴の爲に利益を得たり。北方に於ける不安定の政局は著しく通商を阻害し、香港より北支に對する輸出は爪哇の糖價及運賃等が割安なりしにも拘らず三割乃至四割を減退せり。而して金貨騰貴後は商人は傍観的態度を探り、南北行の間には競争を繼續したりしが、市況は沈滯して特筆すべき取引少かりしなり。中部支那に於ける多年の大需要地は漢口なりしが、内亂の爲に輸出著しく減退し、南支は梧州も亦重要消費地なれども、之亦動亂に依つて運送を杜絶したことあり。

支那は土產製糖としては廣東省の潮州、福建省の泉州地方となし、生産物は廣東其他諸地方に輸出するが、南北行の報告に依れば、三年前潮州糖の油頭經由廣東に輸入したる額は百四十萬袋ありしが、一九二八年及一九二九年に亘り時々擾亂又は土匪の害ありたる爲め、兩省の製品を合するも廣東輸入額は納八萬袋に止れりと云へり。而して最近一九二八年にはキユウバに於てタラファ委員會は製糖の制限を決議したるも、實行せられず、又爪哇に於ては種苗の改良に依り著しく生産を増加したるあり、一九二九年キユウバの生産額は前年に對して百萬噸を増加し、五百萬噸を越え、爪哇は三百噸を下らず、同年香港の輸入は爪哇糖約二十五、六萬噸なるに對して日本糖は減じて五千噸

に過ぎずと推定せられ、キユウバ糖は又其數甚だ少きが如し。

#### 鑛石及金屬

鑛物中ウォルフライム礦は昨年（一九二九年）歐米よりの注文多かりしが、概して礦石の取引は南支より香港に對する輸送困難なりしが爲に不況とす。支那產の錫は海峽植民地と競爭の立場に在り、又生産過剩の爲に市價著しく低落を見たり。日本は支那礦物の需要者として益々重要な地位に立ち、殊に鐵礦は歐米に比して價格低廉なるを以て、支那を好市場となせり。

ウォルフライム礦に關しては、支那は主たる生産地たるを以て、歐米に對する仲繼港としての香港は上海と競爭の地位に在り、同品の取引市場として注意せらるゝに至り。同年（一九二九年）ウォルフライム礦の市價が著しく騰貴したるは、南支内亂の爲に生産地と香港との航通極めて困難なりしに因るものとす。蓋し同年初には近隣地方に於ける價格は一擔三十弗なりしものが廣西軍が國民政府に向つて開戦するや、忽ちにして四十五弗に、六月末には六十弗に、七、八月を過ぎ七十五弗に上り、遂に一時八十弗臺を突破したるものとす。然れども十月には再び低落し、六十八弗に下り、年末には六十弗臺に低落し、漸次需要を喚起し同年廣東及香港より歐米に輸出されたる同礦は約二千噸に上ると云はれ、最近五箇年間の市價を掲げば下の如し。

|       | 最高 | 最低 |
|-------|----|----|
| 一九二五年 | 二〇 | 一七 |
| 一九二六年 | 二五 | 一八 |
| 一九二七年 | 三〇 | 二二 |
| 一九二八年 | 三五 | 二二 |
| 一九二九年 | 八〇 | 三〇 |

國民政府は一時兩廣のウォルフラム礦の輸出を特殊會社の專賣に附せんとしたれど、交通の困難、生産數量の不確實、密輸等の諸事情あり、之が實施を中止したり。同年最も重要な生産地たりしは江西省とし、廣東及廣西之に次ぐものとす。荷送人は往々運送困難なるが爲に、船積の契約を不可抗力として延期を要求する所あり、現に一時全貨物は東江に於て土匪の爲に沈没せられたることあるが如し。

マンガン礦の南支より生産する殆んど全部は日本の買ひ占むる所たり。歐米よりの注文あれど、日本と競争すること能はざるなり。蓋し其の事由は幾多あれど、主として日本との爲替關係有利にして、尙低落の傾向あり、日本は他國の競争者より高價に購入し得るものとし、同年（一九二九年）中日本に對しては恐らくは一萬噸以上輸出せられたるが如し。但し輸出は、生産地の廣西より香港に對する輸送は擾亂及土匪跋扈の爲に杜絶せらるゝこと多きを以て、極めて困難の事業たり。殊に兩廣開戦以來同礦の運送は全然杜絶し、年末には取引を見ざりしが、戰亂終息後翌年初（一九三〇年）

には香港より三千噸乃至四千噸の大貨物の輸出を見るべしと云はれたり。

マンガン礦のエフ・オー・ピーの價格は香港に於て純分五十パーセントのもの一噸約二十八弗、四十五パーセントのもの一噸約四十五弗とし、八月及十二月には稍高く、五十パーセント及四十五パーセントのもの各三十弗及二十四弗を唱へたり。又少額のマンガン礦は廣東省の西南に在る北海に於ても四十五パーセントのものを得べかりしが、同港は遠淺にして船積不便の爲に豫期の如くならず。

ビスマス鑛の生産は少く、其價格は高價にして一噸二千弗を下らず、商人の言に依れば、同礦は一年を通じて僅かに八十噸乃至百噸を仕入るのみにして、歐洲向となす。

アンチモニー礦の南支那に於ける總生産額は同年一千噸乃至一千五百噸に過ぎず、歐米よりの注文は約百噸に止りしなり。其市價は歐米の需要に依つて定り、年末には一擔六弗とす。

錫は支那產のものは鐵路海防より仕出し、香港仲繼として歐米、日本等に輸出す。其雲南の年產額は一千萬弗と稱し、香港は雲南の生産者と直取引をなす商人十軒以上あり、外國と直取引をなす輸出商人は三軒あり、雲南產の錫は外國の外に中心市場たる上海其他支那沿岸諸地にも輸出す。一九二八年の輸出數量は前年と大差なく、總額約五千五百噸中、上海には一千六百噸、紐育には一千三百噸とし、一九二九年の輸出數量は總額約七、八千噸中、上海及福州に約二千五百噸、米國に約三千

噸乃至三千七百噸、日本に約千七百噸とす。一方海峡植民地は最も重要な生産地にして、其產品は海峡錫として賣出さる。支那錫は競爭ある爲に市價低落し、其輸出數量は年々減退しつゝあると同時に、生産額は消費額を遙かに超過す。歐米に於ける鍼力工業は錫工業として有望視せられず。其市價又漸落の傾向あり、本品の倫敦に於ける市價は年初より三月迄は一噸約二百二十五磅なりしが、四月には二百十六磅、五月には二百八磅、又は百九十六磅に下り、六月末には稍騰貴して二百二磅、七月には二百十四磅、八月には二百十磅、九月には二百五磅となり、十月には更に低落して百八十二磅となり、最後の二箇月間は百八十五磅臺を唱へたり。

鋼鐵の輸入も支那内亂の影響を蒙りて減退したることは明にして、其集散市場たる香港市況不振の爲に、歐洲より鋼鐵製品の輸入は著しく減退し、廣東より當地への注文亦少し、殊に香港弗の低落に依りて輸入を減退し、同年より一九三〇年には一層不況を來すべし。亞鉛引鐵板は大部は日本の輸入に係り、日本商人は英米品の商勢力を抑壓するに足るものとす。

米の輸入は歐洲戰前には平年七、八十萬噸、六、七百萬弗見當とし、只一九一八年には輸入一千五百萬磅、輸出一千九百萬磅に達したことあり、戰後一九二四年には輸入一千三百萬磅、輸出一千百萬磅を占めたれど、其後は統計の明かなるものなし。左に昨年（一九二九年）の市況を述ぶることに止む。

同年米の取引は相當額に達したるも、年末には價格低落し、メキシコヨリの競爭ありたる爲に、米國の需要を減退したことあり、年初には前年在荷拂底の後を受け、新穀の到來と共に市況活躍し、市價をば相當維持することを得、殊に南米西海岸よりの需要を激増し、シー・アイ・エフ價格一ハンドレットウイート十八シルリングを唱へたりしが、西貢及暹羅よりの入貨支那正月に近づきて倍加したる爲め市價自ら低落の傾向を示したり。一方廣東及附近の主要なる消費市場は政爭の爲に一箇月取引を杜絶したことあり、自ら支那補助貨は著しく下落せり。五月頃には市場稍恢復したるも、西貢及暹羅よりは香港に對し輸入を停止し、有利なる他地方に仕出すことにし、例へば南米より產地市場に到來したる商人は十六シルリングを以て容易に仕入をなせり。翌六月中旬には更に若干市況を恢復し、西貢市場は爪哇よりの注文殺到し、又粳米不足を補充したるが爲に活況を呈するに至り、七月以降九月迄市價騰貴したるが、十月初よりの爲替暴落に依り、市價の騰貴を緩和し取引を促進せり。十月支那新米の出荷に當り、米國筋より若干の注文ありたるも、買手は高値取引を拒み、一方メキシコ米が米國に輸入されたる爲に影響を受けて不況となり、又西貢及暹羅兩產地が豐作なりし結果、市價は下落に傾き、同時に外國よりの注文減退し、年末新穀に對する需要を喚起せず、只獨り南米との取引あり、其シー・アイ・エフ價格は一ハンドレットウイート約十七シル

リングにして、十二月エフ・オー・ビー當地値段九弗に相當せり。

同年中香港商業會議所は米の等級を一定し、之が取引を改善せんとすることに努めたり。

### 麥粉

麥粉は歐洲戰爭前には多年米國粉の輸入に俟ちたりしが、戰爭當時米國粉は軍事品に充當したる爲に輸入を減少し、日本粉、上海粉其他支那生産品を増加し、戰前一九一二年には五百六十九萬餘袋百二十餘萬磅臺なりしが、戰後一九二〇年には百九十六萬餘磅に上り、更に一九二四年には二百三十萬磅に達したり。(輸出は百七十九萬餘磅)而して昨年の輸入數量は約五萬噸と稱せられたり。外國品としては米國、加奈陀及濠洲粉等大部分を占め、日本粉は品質不良なる上に、價格高きか爲に不況なりしと云ふ。

同年(一九二九年)の市況を見るに、上半期は極めて不況にして、六月には市價著しく低落したりしが、七月には米國仕向に依り市價約二割を騰貴し、其後更に昂騰したり。然れども支那に於ては政局不安の爲に絶對的必要以上には取引なく、就中新稅を課するに及び、汕頭、廈門及福州に對する取引極めて困難となれり。但し爲替變動の爲に地方的に稍好況を見たるを以て、翌年(一九三〇年)には一層活躍の餘地あるべきあり。

今當業者の調査に依れば、一九二八年世界に於ける小麥の生産額を舉ぐれば左の如し。

| 加奈陀       |           | (單位一千ブッシュイル) |
|-----------|-----------|--------------|
| 米國粉       | 九〇三,〇〇〇   | 四九四,〇〇〇      |
| 濠洲粉       | 一六〇,〇〇〇   | 三〇〇,〇〇〇      |
| アルゼンチン    | 三〇〇,〇〇〇   | 二九〇,〇〇〇      |
| 印度        | 一,三〇〇,〇〇〇 | 一,三〇〇,〇〇〇    |
| 歐洲(露國を除く) | 三,五四七,〇〇〇 | 三,五四七,〇〇〇    |
| 合計        |           |              |

一九二九年未香港に於ける在荷は下の如し。

|      |          |
|------|----------|
| 米國粉  | 三〇〇,〇〇〇袋 |
| 加奈陀粉 | 八〇,〇〇〇袋  |
| 濠洲粉  | 五〇,〇〇〇袋  |

前年は米國粉約三五,〇〇〇袋、加奈陀粉約一〇〇,〇〇〇袋濠洲粉約五〇,〇〇〇袋とす。同年排日貨運動ありしも、日本粉の取引は殆んど皆無なりしが爲に影響する所あらず、又近き將來日本粉の入津を見ざるべし。同年支那粉の取引は少額に止り、九月中北支政局の關係よりして、食糧品の輸出禁止を實施したり。濠洲粉は市價著しく騰貴したれども、市場に慣れたるを以て多少の注文を見たり。同年廣東に約百萬袋、江門に約三十萬袋、梧州に約三十五萬袋を輸出し、輸入總額は前年の約四百萬袋に對し三百五十萬袋に減少せり。

## 桐油

香港より輸出する桐油は廣西省の生産に係り、一九一九年には八萬一千擔、一九二〇年には七萬五千擔なりしが、最近一九二八年には前年に比して稍減退したるも六千五百噸（十一萬擔餘）に達し、市價は年末一擔三十二弗なりしが、同年中著しき變動なく、最高三十七弗、最低三十一弗五十仙とす。一九二九年は増加して約九千噸（十五萬餘擔）に達したるが如し。米國に對し約六割五分を輸出し、當地市價は一擔倉渡三十三弗乃至三十八弗五十仙となす。但し十二月中は西江方面の動亂に依り入荷杜絕したり。

## 生薑

一九二九年の初には南支の著しき旱魃の爲に生薑は稀有の不作となり、同業は大打撃を受け、品薄を虞れ、香港商人の間には競争あり、品質劣等なる生薑の市價は最近十箇年間の最高記録を示したるに拘らず、四、五月及七月に相當取引あり、其製品價格は一擔二十一弗乃至二十二弗を唱へたり。而して其後降雨の爲に第二期作の豫想よりして市價は忽ち十八弗乃至十九弗に低落したるが、一箇年を通じて費用昂騰の爲に主たる英米商人の需要を減退したり。支那商社の見込に依れば、毎年香港より倫敦に輸出する生薑は約百萬弗に達すべしと云ふ。

## 人參

香港に輸入する人參は米國產にして、香港よりは上海、北支、福建、廣東及海峽植民地に輸出す。

一九二九年には市價騰貴し、在荷を有したる商人は利益を得、其市價は三、四百弗に騰貴せり。

人參は北支に於ては多く藥材及食糧に供せらる。蓋し香港の輸入は米國產品が唯一なるが故に、其額は百萬弗以上に達し、同年中頃北支よりの注文は減退したれども、年初及十一、二月頃は相當の荷動を見たり。

## 皮革

一九二九年は露支紛爭の爲に皮革貿易は打撃を受け、又西江の航通杜絶したるを以て、香港を中心とし滿洲、日本、獨逸其他外國に輸出する皮革の生産地は、其出荷著しく減退したり。就中滿洲に對する輸出は二割以上を減退したり。一九二八年に商人の多くは相當利益を收め、多額の取引ありしが、同年末は從前の原料皮革一擔十八弗に對し一九二九年中多くは二十七弗に昂騰したる爲め、需要を減退し、一般に不況に終りたり。

## 油類

デーセル油其他船舶用燃料油の輸入は前年に比して稍增加し、約十三萬噸に達したり。香港及地方に於ける燃料油の貿易は主として澳門築港の完成したる結果、著しく減退したれども、一方南支に對する同貿易は兩廣戰爭ありたるに拘らず約十割を増進し、福建省に在つては又兩廣同様に之が

増進を示したれども、只最後の二、三箇月は燃料油に對し重稅を課したるが爲め、反對に減退したるものとす。ベンゼン油は香港及九龍に於けるモーターバスの增加したる爲め、其消費額を二割五分増加し、南支の道路は動亂にも拘らず益々發達し、殊に廣東市及其附近地方を通じて交通路は完備に向ひつゝあるを以て、ベンゼン油は前年に比して倍加したるが如し。澳門及石岐間の新道路も築造中なれば、翌年（一九三〇年）初には完成すべし。沿岸港場も次第に發達を來しつゝあれども、福建地方は過去數箇月間動亂殊に屢々共匪の勃發がありし爲め、其發展を阻害したり。

機械油は前記燃料油、ベンゼンに對する需要額を増加したるに伴つて亦消費を促進し、前年（一九二八年）に比して兩油は四割以上を増加し、市價は年初低落したるが、下半期は多少騰貴したり。而して福建に於ては年終二、三箇月は同油に對しても亦著しく重稅を課したるを以て、其貿易の發達を阻害せり。

バラフインワックスは、香港及南支に於ては主として祭事の蠟燭製造用に供す。廣東、廈門及油頭地方に在つては洋式蠟燭の製造用とし、香港に輸入する大部分は祭事の蠟燭製造用に供し、支那地方に輸出す。市價は年初には比較的高價を唱へたれど、米國市場に於ては漸く低落し、七月には最低に下りしが、十月には昂騰し、年末には一月頃に比して約二弗低落せり。價格の變動を見たれども、投機的取引ありたるが爲に、同年下半期に於て需要は増加せり。夙に國民政府は迷信打破（祭

事用蠟燭及禮拜紙の製造原料に苛稅を徵し）に對して宣傳工作を實行したれども、實際需要は減退せず、蓋し宗教上の迷信は一般群集の民心に固着し、公然には禮拜せざれども、陰に私生活に於ては從前と異なる所なく無きを以て、政府の處分に依つて本貿易を制限することは前途遼遠なりと謂ふべし。

一方祭事の蠟燭製造用に供する土產品の市價は、高く冠婚葬祭用に使用する無煙の高級蠟燭を除くの外、其需要量の増加は疑あり。又バラフインワックスの洋式蠟燭の市價は蠟の價格と共に昂騰し、其消費も相當額に上り、前年に比して増加せり。而して一層多き需要は、主として軍隊の動員に際し、殊に廣東に於ける電燈設備不完全なるが爲に、其消費を増加し、洋式蠟燭の輸入品は又同種土產品に對する競争あるものとす。

#### 自動車等

一九二九年の自動車營業は、前年に比し概して不況に在り、殊に香港市場に於ける英國品は、過剰在庫品の處理の必要よりして、生産費以下の取引をなす所の米國品の競爭に遭ひ、利益を見ず。蓋し原價高の優良なる英國品は外見の美麗にして原價安なる自動車を選択する多くの支那人の需要を喚起せず、然れども英國品の燃料代は米國品に比せば著しく低廉にして、燃料油の少くして高價なる地方に在つては、英國品の特長あるを知るべし。

上流の歐米人及富有の支那人はサルーン車及障圍車を選び、其他公衆は開放車を好む。廣東は香港に於て一般營業用に使用したる古自動車の最大なる市場たり。

兩廣地方は道路新築され、自動車網は大都會の外に内地に波及したるが、内亂の爲に最近は道路の築造を中止したことあり、然し近き將來には幹線に依り、各地の都邑を連絡する道路を完成せんとす。

(昨年十一月現在香港及九龍の自動車類は私有車千四百十二臺、貸自動車二百七十四臺、モーターバス百五十臺、商業用自動車四百四十七臺、モーターサイクル四百六十臺、合計二千七百四十臺とす)

## 第五節 金融事情

### 第一 金融機關

香港の金融機關としては銀行及支那銀號とし、銀行には外國銀行及支那銀行あり。

外國銀行は現在左の如く英、米、佛、蘭及日本系に分つ。

#### 英國系

一、香上銀行 (別名香港上海銀行 又は滙豐銀行 Hongkong and Shanghai Banking Corporation)

設立一八六七年 資本五〇,〇〇〇,〇〇〇弗

一、渣打銀行 (別名麥加利銀行 Chartered Bank of India, Australia and China)

設立一八五三年 資本三〇,〇〇〇,〇〇〇磅

三、有利銀行 (Mercantile Bank of India)

設立一八九一年 資本三〇,〇〇〇,〇〇〇磅

四、P. & O. 銀行 (P. & O. Banking Corporation)

設立一九一〇年 資本五,〇〇〇,〇〇〇磅

#### 米國系

一、エクイータブル・エスター銀行 (Equitable Eastern Banking Corporation)

設立一九一〇年 資本三〇,〇〇〇,〇〇〇米弗

一、紐育ナショナル・シチー銀行 (National City Bank of New York)

設立八一四年 資本一〇〇,〇〇〇,〇〇〇米弗

#### 佛國系

一、東方滙理銀行 (Banque de L'Indochine)

設立一八七五年 資本七一,〇〇〇,〇〇〇法

一、佛支銀行 (Banque Franco Chinoise)

設立一六一五年 資本五〇,〇〇〇,〇〇〇法

## 和蘭系

一、荷蘭銀行 (Nederlandsche Handel Matschappij)

設立一八二四年 資本八〇,〇〇〇,〇〇〇フローリン

一一、荷蘭安達銀行 (Nederlandsch Indische Handels Bank)

設立一八六三年 資本六〇,〇〇〇,〇〇〇フローリン

## 日本

一、横濱正金銀行

二、臺灣銀行

外國銀行中獨り香上銀行は本店を香港に置き、東亞に於ける重要地に支店を設け、英國の對支商勢力の伸張に貢献する所大なるものあり、現在百二十五弗の同行株は一千三百弗以上を唱へ居るに依つて、其信用を知り得べし。

支那銀行の主たるものには中國銀行(資本六〇,〇〇〇,〇〇〇弗)、和豐銀行(資本二〇,〇〇〇,〇〇〇弗)、東亞銀行(資本一〇,〇〇〇,〇〇〇弗)、廣東銀行(資本一,二〇〇,〇〇〇磅)、工商銀行(資本五〇〇,〇〇〇磅)等あり、廣東銀行及工商銀行等は香港を本店となす。

銀號は個人又は組合名義の共同出資を以て組織し、主として爲替及地金銀賣買を營み、其責任の

限度及資本の精覈なる數字は知り難しと雖ども、從來五、六萬弗乃至二十萬弗内外と云はれたり。營業者數は凡そ百七、八十軒あり、比較的著名なるものには下の如きものあり。

德信、瑞吉、永大、鄧天福、存德、速昌、大有、福興、鴻德、亦安、日昌、昌記、明泰、財記、永德、昌隆、順成、協大、慎餘、滙隆、同興、順隆、維新、富衡、祥信、南祥、五洲麗、興、大昌、道亨、德榮、生益、順益、仁裕、永裕、富隆等の銀號の外に、金舗及找換なるものあるが、金舗は地金及外國金貨を買入又は金葉の製造又は是等を販賣し、直接の金融機關には非ず。找換は兩換營業をなす、何れも規模小なりとす。而して又金舗は其數少く十軒内外に過ぎざるに、找換は市中至る處に散在す。

## 第二通 貨

香港は英國領土の一部にして支那に非れども、其土地及人民より見れば支那なりと云ふべく、十六世紀の終頃西班牙人は比律賓を根據として南支那と通商を開始し、主なる貿易の中心地たる廈門及廣東より西班牙の貿易銀を多年香港に流通し、英領後西班牙弗墨銀其他の銀弗及東印度會社に於て發行したるルピー又は支那の銅貨をも法貨として通用を認め、政廳は一八四二年四月に布告してメキシコ及其他共和國の銀弗をば香港の標準貨幣と定め、一八四四年英國は是等貨幣の流通を許したる上、本國の銀貨をば香港の標準貨幣と決定する所ありたれども、官廳に於て香貨を標準としたる

外、支那人は實際銀弗を使用し、右布告を知らざるを以て、布告は具文に歸したるものとす。次で一八五三年四月の法令を以て香港に於ては金貨本位を採用すべき旨を定めたれども、支那人は依然銀貨(主に墨銀)を以て取引を繼續したるか爲に、政府は一八六二年に至り、前記幣制に關する法令を撤廢し、墨銀其他同一價値を有する銀弗をば香港の法貨と決定する旨布告したり、而して一八六六年に政府は香港に造幣局を設立して英銀を鑄造し、其新銀貨の品位及量目は墨銀に同じきも、(九百位四百十六グレイン)且之に英國の徽章を刻せり。開設後二箇年間鑄造を繼續したるが、支那人の氣受好からず、一パーセント以上の割引あり、從つて同造幣局は閉鎖して日本政府に賣却せり、然れ共其後英銀は支那人間に信用を博し來り、補助貨(五十仙、二十仙、及五仙)は當初三十五パーセント下落したるが、次第にバーに接近したるのみならず、却つて時にプレミヤムを附せらるゝに至れり。是等香港に於て鑄造したる英銀は總額二百十萬八千五十四弗に達したり。一八九五年の新法に依り、他の英國銀をポンペイ及カルカッタの國立造兵廠に於て、又其後倫敦の造幣局に於て鑄造し、其量目及純分は前記英銀と異る所なく、其流通は獨り香港に止らず、北支那に及び、一九一一年の革命に至る迄巨額の輸入を見たり。一方墨銀其他有傷の銀弗は香港に法貨として通用せるも、バーに於ては受授せられず、殊に後者は名目價値を以て計算せられず、秤量に依つて計算され、即ち一百弗に對し廣東貨七十七兩となす。(E. Kann, The Currency of China pp.243—5) 現行幣制は前

記一八九五年二月二日の法律に基き規定したものにして、其適用の貨幣は左記の如し。(Order in Council, February, 1894) (一) 墨銀、(二) 英銀、(三) 一八六六—一八六八年舊香港造幣局に於て鑄造したる香港弗、半弗、二十仙、十仙、及五仙、(四) 英國より輸入し又帝國造幣局及バー・ミンガム造幣局に於て鑄造したる半弗、二十仙、十仙、及五仙、(五) 香港弗百分の一に當る一仙銅貨又は英國より輸入したる銀弗の千分の一に當る一文銅貨。

前記規定に依り、契約、賣買、其他金錢に關する諸般の取引は、反對の意思表示なき限り墨銀を以て本位貨とし、尙英銀及香港弗は之に相當するものと看做し、五十仙以下の補助貨は、銀貨は二弗、銅貨又は青銅貨は一弗を限度として法貨たることを定め、是等通貨の計算は總て十進法を採用せるを以て、上海其他支那各地に見るが如き大洋、小洋の區別なく、取引上極めて便宜なりと雖ども、住民の大部は支那人にして、且つ支那と接壤するが爲に、法定の本位貨も地銀の如く賣買せられ、補助銀貨は又支那小銀貨の影響を受け、額面價格に依つて通用せざることあり、而して現在は前記通貨中、香貨の一弗及五十仙銀貨等は實際殆んど流通せず。

補助貨の總鑄造額も見るに、一九二六年に於ける名義價額は一千七百九十一萬四千餘弗に達し、一九〇五年迄易にはバーに於て吸收されたるが、其多くは支那の附近地方に移入され、一九一六年には流通力を停止せんが爲に、額面價額五百二萬八千弗十仙銀貨をばカルカッタに轉送せり。一九

○五年より一九一六年迄に行はれたる割引率は廣東に於て同種貨幣を多量に鑄造したこと、並に香港に於て其需要を遙かに超過し鑄造したることに歸すべきものとす。一九〇五年に香港政廳は補助貨の發行を中止し、更に一九〇六年には收納したる補助貨の流通を停止する方針となし、其後一九一一年を除く外一九一八年迄繼續して同種手段を實施せり。斯くして額面價額二千六百二十三萬五千餘弗を恢復したるものとす。(Hongkong Administrative Reports, 1926, pp 6—7)

前述の如く墨銀、英銀、香港弗等は法貨たりと雖ども、流通すること極めて少く、多くは支那同様に一種の秤量貨幣たるを免しづるに反し、是等銀貨に對して發行せられたる銀行券は其の發行銀行の信用に依り、平時約六、七千弗流通し、香港に於て唯一の通貨たるの實を示すのみならず、一般の通用を禁止したる廣東に對し、一箇年平均五百萬弗乃至二千萬弗内外の流入あり、曾て罷工事件當時は三千萬弗の輸入ありと云はれたるが如く、民國十五年頃廣東中央銀行當局は廣東市中の香港紙幣を驅逐せんとして試みたれども、容易に其目的を達成し得ざりしに依つて見るも同紙幣の勢力の大なるを知るに足るなり。

香港市場に流通せる銀行券の最近五箇年に於ける數量下の如し。(單位千弗)

|       | 最高月別平均數    | 最低月別平均數    |
|-------|------------|------------|
| 一九二五年 | 六二、九四八(十月) | 五一、二一一(五月) |
| 一九二六年 | 六九、一八八(二月) | 五五、三七一(七月) |

一九二五年四月三十日現在香港に於ける流通紙幣及準備銀の平均額は下の如し。

|      | 流通平均數       | 準備銀        |
|------|-------------|------------|
| 香上銀行 | 七五、〇三一(十一月) | 六二、一三四(八月) |
| 渣打銀行 | 七四、四五八(一月)  | 六一、四二八(七月) |
| 有利銀行 | 七〇、八三〇(十二月) | 六二、六七二(九月) |
| 計    | 五一、四六四、八八一  | 三五、四五〇、〇〇〇 |

(Hongkong Government-Gayette, May 8th, 1925)

現在發券銀行は香上銀行を主とし、渣打及有利の兩行之に次ぐものなれども、十餘年前には中華銀行の如きも一時四十萬弗の紙幣を發行したことあり。其他當時葡國銀行券或は廣東官銀局紙幣等も一時流通を見たれども、其後通用せられざることなれり。

香上銀行券は一弗、五弗、二十五弗、五十弗、百弗及五百弗の五種とし、一八六六年の法律に從へば、一拂込資本額の少くとも三分の一に相當する銀貨又は保證品を倫敦に於けるクラウン・エジメント又は植民大臣の任命せるトラストチーに供託するときは、拂込資本と同額迄の銀行券を發行することを得、二流通額と同額の銀貨又は地銀を香港民政長官及香港財務官に供託するときは、制限外の發行をなすことを得と定め、一箇年二、三千萬弗を發行し來れり。

渣打銀行券は一弗、五弗、十弗、二十五弗、五十弗、百弗及五百弗の六種とし、其發行限度は四百萬弗にして、若し銀貨を香港政廳に供託するときには同じく定額外の發行をなすことを得、約一千萬弗を發行す。有利銀行券は五弗、十弗、二十五弗、五十弗及百弗の五種とするも、發行額は前兩者に比せば少額なりとす。

香港は紊亂せる銀本位制を探る支那と對立し、又外國貨幣の流通を存するが如く、自ら幣制不備なるを以て法貨と銀行紙幣との間に相場を建て、所謂銀紙幣の開きあると同時に、本位貨と補助貨との間にも亦開きを生じ、金銀爲替の變動あるに際し、金融關係に著しき影響を及したるが爲に、香港政廳は近年人爲的に香貨の交換率を引上げ、信用を維持したりしが、昨年（一九二九年）以來銀貨の大暴落に際しては、香港の金融界に大波瀾を起したるものとす。

### 第三 銀貨の暴落と爲替關係

數年前より計畫したる印度の銀本位制廢止計畫の外に、最近佛領印度支那の銀本位制改正と同時に世界に於ける銀產額の増加等の大勢に支配され、銀の價格は著しく低落し、數年前例へば一九二五年に銀貨は一オンス約三十一片乃至三十三片臺なりしも、一九二七年は二十四片乃至二十七片臺に下り、昨年三月頃迄は二十六片臺なりしが、十月頃より二十四片臺に下り、年末は最低二十一片十六分の五に低落したるものとす。（本年六月に入り十五片臺に慘落せり）故に香港の幣制爲替業に

著しき動搖を來したると共に、前述の如く香港貿易に及したる影響亦大なるものあり、今香港日本正金銀行又は臺灣銀行等當事者の報告を綜合して、左に敍述せんとす。

昨年十月初旬に至る迄の爲替相場の躍進は、例へば上海向けの相場は香貨百弗に付七十二兩見當、倫敦向は當時の銀塊相場よりして香貨、一弗が約一志八片半に相當すべきものなるに、實際は八十六兩半及一志十一片半の如く、約一割五分乃至二割の上鞘を示せり。蓋し其原因は固より貨幣制度の缺陷と通貨の不足に存す。香港幣制は銀本位なるが故に、爲替相場は銀貨の上下に從ふべく、其高低の範圍は銀貨輸出入の採算點に止るべく、又香港の法律に於ては銀貨の輸入を禁止せざれども、實際銀を輸入するも紙幣に換へ得ざる以上使用の途なく、殊に從來政廳竝に發券銀行は強いて銀貨の受入を迴避したるが爲に、銀貨を輸入するもの少く、然も國際收支の受取勘定が超過するものなるが故に、勢ひ爲替相場の非合理的昂騰を來すは已むを得ざる事情となす。

次に從來發券銀行の紙幣發行高は、多少漸増したるが、銀貨は左記事由に依り却つて不足したるものとす。

（一）支那各地の造幣局が軍費捻出の爲に、品位優良の香港弗銀を鑄潰し、之に代るに孫文弗銀を多量に新鑄したる結果、最近迄市場に存在せる香貨は其數僅少となれり。

（二）銀貨は取引用として不便なる爲め、或は又兩廣の通貨が下落せる爲め、香港紙幣が支那人間に

死藏せられたる數量著しく増加せり。

而して斯く銀貨不足せば外國貨幣に對し值打の昂上するは明なれど紙幣に對して遙かに安價なることは一大變例にして、昨年半は其爲替の大暴騰、銀紙の開きの擴大其極に達するや、之を以て香港經濟界不振の最大原因とする世論沸騰し、遂に支那商人側より政廳に向つて救濟策施設の急務を建議したる結果、之が爲に反動的大下落の導火線となり、更に香上銀行支配人ハインズ等の言明が又市場を煽動し、急激に輸入爲替の出現を見、之が處分の爲に十月四日引際俄然香上銀行の大買出あり、連日爲替市場取引杜絶の姿となり、一方斯る急落は却つて輸出爲替の出廻を促進し、再び市場は底堅き勢力を示し、發券銀行の立場としては相場を輸入採算點迄人爲的にも引直さんと苦心し、遂に十月二十二日組合銀行協議會開催せられ、銀貨本位復歸の決定を見、同月二十四日各銀行共本位貨たる墨銀、英貨と紙幣とを同一價值を以て交換することに定め、爲替は當時(十月二十三日)對英一志九片八分の一、對上海七十七兩半(倫敦銀塊相場二十二片十六分の十五)を現出するに至りたれども、尙銀貨の輸入點(香上計算銀塊相場二十三片十六分の一にして、倫敦より一志五片四分の三、孟買より一志八片十六分の七)に對し相當の上値にあるを以て十分低下の餘地あり、然れども和蘭銀行其他數行の倫敦、孟買に對する銀貨鑄造注文を發するもの續出し、其總額は香貨一千五百萬弗に達したりしにも拘らず、香上銀行としては銀貨の無制限受入は尙拒絶したる態度を探りたる

を以て、市場は暗雲低迷の状態に在り、乃ち十一月二十二日には更に組合銀行協議會を開催し、(一)東方滙理銀行に銀貨勘定を設け現行の交換と對立して別箇の交換をなすこと、(二)銀貨の輸入防止を目的とする爲替相場引下の協定相場を設定實行することが議決したるが、尙銀貨の輸入は益々増加の傾向を示し、愈々市場は不安の度を加へ、銀貨保有者又は銀貨を以て支拂を受けたるものは之を他に轉換せんとし、相手方は何等かの口實を設けて極力之が拒避に腐心せるが如き實情に在り、他方東方滙理銀行に於ては、銀貨勘定の別途交換の件は、香上銀行が會議の席上既に "inter change able" を承認せるに反し、Silver a/c chque を同行に持參せざれば受入を拒絕しつゝあるを以て、組合銀行側より懇談を重ねたれども、香上銀行は頑として應諾せず、愈々紛糾し、香上銀行に對する金融業者よりの怨嗟の聲連日激烈を加へたるものとす。從つて十二月十六日以降當地米系三銀行、和蘭系二銀行、廣東、渣打、有利等各行より繼續して自行宛外國手形は銀貨を以て支拂ふ都合上、交換經由支拂には絕對應せざる旨の通知を發し、一層紛糾を重ね、遂に感情問題となり、收拾すべからざる状態に陥りたる結果、香港政廳は觀過すべからざるを認め、十二月中旬四、五の銀行(香上を除き)代表者を招致し、本問題に關して意見を聽取する所あり、其後對策講究中の處、十一月下旬以來組合銀行が連名にて請願中なりし紙幣發行稅(銀貨準備の紙幣發行に對する一分の課稅)免除の義を、香上銀行の發行に係るものに對して四千五百萬弗以上無稅のことを認可し、同月二十三日

香上銀行も銀貨の受入を承諾するに至り、翌二十四日不自然なりし協定相場も漸く撤廢されたるものとす。但し其後も依然銀貨回避の風は去らざれども、爲替の賣買は大體常態に復するに至りたり。

### 第六節 支那關稅制度と香港の地位

支那の關稅制度は、原則として汽船貿易に對しては海關に於て徵稅し、帆船貿易に對しては、常關に於て徵稅し來りたるも、同時に海關は常關と異り支那の開港場に存置するも、特例として獨及日本領時代の青島及現在の大連海關の如く、租借地に存在し、更に九龍及<sup>ラツバ</sup>拱北の兩海關は通商港にあらず、生產地又は消費地にもあらざる地點、即ち英、葡兩殖民地を包圍する不毛の境界線上又は礁角の一孤島に設置せられ、而して是等の諸地點に在る分局及監視所を管轄する爲に、關務の便宜上總局を九龍關は外國領土たる香港拱北關は澳門に設置したるものとす。當初英國は香港の割讓を要求したるに當り、其地理的關係に鑑み、該地に於ける支那稅關の徵稅權を認め、以て對支貿易に便せんとする意嚮を有したるが、英領後香港は主として自由港となりし結果、其繁榮と共に沿岸各地との間に帆船の密輸益々熾となりたるを以て、支那政府は一八六六年(同治五年)後附近の島嶼に稅局を設け、嚴密なる關稅網を張り、所謂香港封鎖を實施したことありしが、(C. M. C., Report on Trade at the Treaty ports in China, 1869. Suggestions, pp. 6—7) 徵稅上の弊竇百出し、香港の

貿易は之が爲に打撃を受け、延いて英清間の國交に惡影響を及すに至りたるが故に、一八七六年(光緒二年)芝罘條約(第三端第七節)に於て香港海上には廣東海關が巡邏船を設け、徵稅取締をなし、商船に對して干涉をなしたりとの事由に依り、香港官憲より苦情を提出したるを以て、英國側より領事官一名支那政府より同等官一名、香港側より英國官吏一名を派し、委員會を組織し、香港地方の利益を害せざると同時に支那政府の收稅を保護する方法を設くべき旨を定め、其後一八八五年の追加條約に依り、密輸防止に關して派員すべくことを約し、其結果一八八六年九月英清兩國委員は香港に會同し、阿片協定を締結し、同時に香港と支那沿岸各地間に行はる、帆船貿易を海關の管理に屬せしむべきことを議決せり。同協定に依れば、(イ)外人總稅務司の下に一官吏を阿片納入證查閱の爲め九龍側に於ける便宜の地點に駐在せしむこと、(ロ)九龍關局の事務を管理する該官吏は附近の常關又は監視船に對し、香港と通商する戎克貿易船の訴へる總ての事項を調查し、又は裁決すべく香港總督は其必要を認めたるとき之が調查及裁決を協助する爲に部下の官吏を派出するを得としたり。

九龍海關は一八八七年總稅務司に所屬し、阿片の稅厘を徵收する爲に設立せられ、香港附近に在る常關の移管を受け、其事務は從來四箇處に亘り、即ち廣東河の入口に在る汲水門、澳門及西江沿岸の河道に在る長洲島、九龍市及鯉魚門の東方外側に在る佛頭となし、一般貨物の厘金及經費(厘金

の一種)は同年四月二日より、阿片の税厘は同月十四日より、普通貨物の常稅は同年七月一日より之を徵收すること、したれども、主要の目的は香港より支那に對する阿片の密輸を防止することに存し、關稅線は海上の外に二哩三分の一の距離に在る英支國境とし、開設當初國境に阿片の大密輸入がありたるを以て、香港政廳は阿片令を制定し、之が取締を嚴にし、外人官吏より成る警護隊を組織し、一八九一年頃には漸次設備を擴充し、外人六名、支那人百五十名とし、各自ウインチイスター製の連發銃を携帶し、晝夜取締に從事したり。國境全線には竹を以て格子作りの高さ八呎に達する障柵を設け、支那側の境界には空地を存じ、巡視に便せしめ、東西兩側に六箇の公道あり、門戸を作り、夜間は閉鎖し、晝間は不斷に監視をなし、香港其他英國官吏と紛擾を避くる爲に、英國人以外の外國人を使用せり。水上の監視區域は香港島の周圍二十哩餘に亘り、九龍海關には當時航海能力ある三隻の巡邏船及之に附隨する七隻の小蒸汽船隊あり、取締に從事したり。但し密輸防止の效を奏するには相當の困難が伴はれたるが如し。(C. M. C., Decennial Reports (1882—91) vol. II, pp. 681—4, " " , (1892—1901) vol. II, pp. 201)

其後一八九九年の九龍租借條約に依り、管轄區域を擴張するに及び、同年十月四日以降前記境界に撤去し、境界は西は赤灣より、東は大鵬灣<sup>マイナス</sup>に至る六十哩に延長したる爲に、從來の如き障柵を以て取締を實施するを得ざることとなり、乃ち關局をば新に大鐘、伶仃、沙魚涌、三門、東澳の六箇

處に設置し、更に監視署をば赤灣、鬼廟、龍津墟、深圳、羅坊、沙頭角、鹽田、溪涌、沙魚涌、下沙、南澳等に設け、每區域は平均約六哩の間隔を置くこと、し、各監視署には外人監視の下に十六名乃至二十名の人員を配置し、取締人員は外人十八名支那人二百五十名に増員し、相互巡回をなし、一日約數度に及べり。而して水上の關稅線も自ら香港の西南、東の三方八十哩に擴張し、巡邏船の取締區域は百五十哩に達したるものとす。

海關の總局は從來と同じく香港に存じたるが、曩に一八九二年三月十九日ホンコン・デーリー・プレス紙の社説に依れば、之を支那領に移轉せんとする問題あり。當時總局の移轉に關し、通關事務をなす支那商界の意見は、其不便なることは怡も歐洲人に對して香上銀行を對岸九龍の紅勵灣に移轉するに均しと云はれたるが如し。蓋し一八九一年より一九〇一年迄九龍關に依つて支拂はれたる金額は二、六七三、八七二海關兩(四、〇一〇、八〇八弗)を占め、(大部分は香港に流通したものとす)其中約七十萬弗は入渠したる巡邏船の爲に充當したものとす。( " , Decennial Reports, 1892—1901, vol. II, pp. 201—5)

香港は自由港にして又民船の簇集する港灣なる爲に、密輸の盛なるは前述の如くにして、敢て今日に始まりたるものに非ず。前の總稅務司ロバート・ハートモ香港は吾人を苦しむるものあり、支那の沿江沿海に接壤し、密輸の中心地となれり。條約を以て頓に發展する所の戎克船に對し、一定の管

轄權を實施し得れど、若し其取引が極めて主要の程度に進むときは、豫期したる取締の實を擧ぐること困難にして、自ら支那の海關收入を喪失することあるべく、又は多くの海賊船は吾人の小植民地香港より出達し、偽りたる旅客となりて乗船することは敢て驚異とするに足らず、世界公知の事實なり。香港は久しき以前より阿片の密輸出入、武器其他禁制品たる鹽の取引中心たり、斯る不法社會に南方の冒險者が螺集するを述べたることあり。

(Sir Robert Hart "These from the Land of Sinim" pp. 120—128)

一九一一年には香港に對し、一部關稅協定の準備に著手し、好結果を齎らさんとするの際し、同年革命亂の勃發に依り、解決に至らざりしなり、又同年廣九鐵道の開通以來、九龍海關は鐵道通過貨物に對して課稅することせり。(C. M. C., Decennial Reports, vol. II, 1902—11. pp. 166.)

近年國民政府は關稅增徵をなすと同時に、諸種の特稅を設け、又地方政府は不當なる重稅を徵收したる結果、密輸は益々增加するに至り、南支香港方面は殊に其弊甚しく、一九二七年九龍海關稅務司の報告に徴すれば、密輸入は香港、澳門及佛領印度支那地方より行はるもの以外、臺灣各港より入港する船舶の犯行は最も取締困難なりと記し、最近經濟界の不況に伴ひ、不正取引を増加し、自由港たる香港及澳門を中心とし、油頭を始めとして廣東、廣州灣、北海、瓊州等南支一帶を通じ秘密組合を組織し、地方官吏と結託し、大規模に密輸を實行し、就中香港より廣東に對する戎克船

に依る密輸入は最も頻繁にして、關稅收入に影響すること大なるを以て、總稅務司マイズは一箇年前に本問題に關し政府の注意を喚起し、就中香港及臺灣より支那に對する密輸入の完全なる調査並に之が防止方法に就て政府に提言する所あり、從つてメーズは政府の命に依り、英國官憲と之に關する善後策を講ずべく昨年(一九二九年)香港を訪問し、香港政廳當局と商議の上、關稅協定案を作成し、一部修正の後、支那側は承認したるが如きも、香港側は香港船に對して支那が内河航行規程の適用を認めざるを事由とし、之を拒否することなれりと云ふ。一方本年四月には倫敦支那協會の席上に於て、前の總稅務司アグレンは香港支那間關稅協定の必要を熱心に主張し、若し之を遂行せざるに於ては、英國側にとりて最も大なる錯誤なりと迄論したることあり、又支那財政部長の宋子文は、財政報告中に於て本問題に言及し、香港と満足なる協定を締結し、以て一層嚴重なる取締を實施するに非んば、英國の植民地は海關行政に禍根を残し、收入の大缺陷を來すべしと云へり。蓋し支那側の底意は香港を關稅制度上より支那の一開港と同視し、香港の船舶に對して支那側の管轄權を及さんとするに存するも、香港政廳が香港自體を絕對に英國の領土たることを放棄せざる以上、香港の還付に對して一步を進むが如き協定に應せざるは明なりと云ふべく、而して一方支那の沿岸及内河航行の特權を禁止することは、國民政府の重要な政策の一なるを以て、香港政廳をして内河航行の特權を得せしむることは、該方針に背馳すべく、從つて相讓らざるべし。今や南北對戰

に際し、本問題は停頓情態に在るも、往時澳門の支那海關問題の歴史に見るが如く、相當折衝紛議を免れざるべし。

## 南支那の開港場

(終り)

終

